

# 令和6年能登半島地震に伴う運転免許証の有効期間等の延長措置の終了について

運転免許証の有効期間等の延長は令和6年6月30日までとなります。

氏名	日 本 花 子	昭和××年 ●月 ●日生	
住所	■■県○○市△△町□□		
交付	平成●●年 △月□日 12345		
免許の有効期間	2024年（令和6年）1月1日まで有効		
免許の条件等	優良		
番号	第 123456789000 号		
二種	平成05年07月01日	種別	大型
他	平成07年08月10日		中型
二種	平成14年09月20日		準中型
			普通
			大特
			大特二
			普通一
			引・引
			公安委員会

## 【対象となる方】

令和6年能登半島地震により被災された方で、  
有効期間の末日（左の場合、令和6年1月1日）が、  
令和6年1月1日（注）から令和6年6月29日までの方

（注）道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます。

\* 延長期日は6月30日までとなっていますが、6月30日が日曜日に当たるため、その翌日の7月1日が延長期日とみなされます。